**運営指導における主な指導事項等**

**【指導事項】(改善報告書の提出を求めるもの)** 　　　　　　　（R7年度版）

|  |
| --- |
| **勤務体制の確保等**（条例第５９条（準用第３２条）　省令第５４条（準用第３０条））〇　法人の役員である介護職員又は看護職員の勤務状況が確認できませんでした。出勤簿やタイムカード等を整備し、勤務状況が確認できるようにしてください。**従業者**（条例第４９条　省令第４５条）〇　従業者について、看護職員、介護職員のうち１人以上は常勤を配置してください。**指定訪問入浴介護の具体的取扱方針**（条例第５４条　省令第５０条）〇　看護職員に代えて介護職員を充てる場合は、入浴により利用者の身体の状況等に支障が生じるおそれがないことについて、主治医の意見を確認した上で実施してください。なお、主治医の意見の確認については、利用者又は利用者の承諾を得て事業者が利用者の主治医に確認して、その旨を記録に残してください。**<告　示>****初回加算**○　初回加算の算定に当たっては、初回の訪問入浴介護を行う前に、居宅を訪問し、浴槽の設置場所や給排水の方法の確認等の利用に関する調整を行い、その記録を残してください。**サービス提供体制強化加算**〇　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）の算定について、訪問入浴介護従業者ごとに、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた研修計画を策定し、研修を実施してください。 |

**【注意事項】(改善報告書の提出を求めないもの)**

|  |
| --- |
| ○　重要事項説明書について、初回加算の利用者負担額を記載してください。〇　重要事項説明書について、苦情処理の体制には、○○（利用者の保険者名）介護保険担当課を記載してください。〇　医療費控除の対象となる利用者（訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等の医療系サービスを併せて利用している者）に交付する領収証には、医療費控除対象額（生活援助中心型以外の介護保険対象分の自己負担額）及び居宅介護支援事業者等の名称を記載してください |

**条例：介護保険法施行条例**

**省令：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準**

**告示：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準**